

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）の実施に係る 補正予算の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため広島市中心部（中区の一部のエリア）において飲食店を対象とした営業時間の短縮等の要請を実施することとし、これに伴って感染症拡大防止協力支援金の支給（令和3年度第1期）を実施するため、地方自治法179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いました。

1 感染症拡大防止協力支援金の支給（令和3年度第1期）

要請期間	令和3年5月12日～6月1日（21日間）
対象者	県からの要請に応じた酒類を提供する飲食店（食品衛生法の営業許可を受けている店舗）
対象エリア	広島市中心部（中区の一部のエリア）
対象要件	営業時間を20時までに短縮（酒類提供は19時まで）又は休業
協力支援金の支給 （令和3年度第1期）	・ 中小企業：売上高に応じて、1店舗あたり 1日1.5～7.5万円 ・ 大企業：売上高減少額に応じて、1日最大20万円 （中小企業も選択可能）

※ 財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

2 専決処分の額 3,014,000千円

3 専決処分日 令和3年5月7日